

熱海指定介護予防支援事業所運営規程

（事業の目的）

第1条 一般財団法人太田綜合病院が開設する熱海指定介護予防支援事業所（以下「事業所」という）が行う指定介護予防支援の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員、管理運営に関する事項を定め、事業所の保健師、介護支援専門員、社会福祉士、その他の従業者（以下「担当職員」という）が、要支援状態にある高齢者等又は日常生活支援総合事業の対象基準に該当した者（以下「利用者」という）に対し、適正な介護予防支援又は介護予防ケアマネジメント（以下「介護予防支援等」という）を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 事業所の担当職員は、利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して支援を行なうものとする。
- 2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の選択に基づき利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適正な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
 - 3 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、特定の種類及び介護予防サービス事業者、又は地域密着型介護予防サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。
 - 4 事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者及びその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
 - 5 事業の運営に当たっては、関係市町村、他の指定介護予防事業者、地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行うもの等と連携に努める。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 熱海指定介護予防支援事業所
- 2 所在地 福島県郡山市熱海町熱海五丁目 240 番地 太田熱海病院内

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

職 種	員数（常勤）	職務の内容
所 長	1 名	その他の職種と兼務 事業所の担当職員の管理、利用の申込に係る調整、業務の実施状況の把握及び高齢者虐待防止対応に関する責任者、その他指揮命令等を一元的に行う
保健師等	1 名以上	指定介護予防支援の提供に当たる
社会福祉士	1 名以上	同上
主任介護支援専門員	1 名以上	同上

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日は、月曜日から土曜日とする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月31日、1月2日、1月3日及びその他事前に指定した日を除く。
- 2 営業時間は、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、土曜日は午前8時30分から午後0時30分までとする。

(介護予防支援等の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額等)

第6条 介護予防支援等の提供方法及び内容は次のとおりとし、介護予防支援等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準（介護報酬の告示上の額）とする。

- 1 提供方法は、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（厚生労働省令第37号第29条から第31条の規定）に従って実施する。
- 2 利用者の相談を受ける場所は第3条に規定する事業所内、サービス事業所内又は自宅とする。
- 3 サービス担当者会議について
 - (1) 開催場所は第3条に規定する事業所内、サービス事業所内又は自宅とする。
 - (2) サービス担当者会議の開催により、利用者の心身の状況等に関する情報を担当者に対する照会等により意見を求めるものとする。
- 4 担当職員による居宅訪問頻度等
 - (1) 提供開始月
 - (2) 提供開始月の翌月から起算して3か月に1回程度
 - (3) サービスの評価期間が終了する月
 - (4) 利用者の状況に著しい変化があったとき
なお、利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、サービス事業所を訪問するなどの方法により利用者との面接に努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者の状況把握を行う。
- 5 モニタリングの結果記録
 - (1) 評価は少なくとも3か月に1回とする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、郡山市熱海地域とする。

(事故発生時の対応)

第8条 担当職員は、利用者に対する指定介護予防支援等の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行い、必要な措置を講ずるとともに、管理者に連絡をしなければならない。

(高齢者虐待防止に関する事項)

第9条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止のため次のとおり必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための担当職員に対する研修の実施（年1回以上）
- (2) 個別支援計画作成など適切な支援の実施
- (3) その他虐待防止のための必要な措置
- 2 事業所は、介護予防支援等の提供中に、担当職員または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを郡山市へ通報するものとする。

(その他の運営についての留意事項)

第10条 事業所は、担当職員の資質の向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 1 採用時研修は採用後2か月以内に実施し、継続研修は年2回実施とする。
- 2 担当職員は、業務上知り得た利用者及び家族の秘密を保持する。
- 3 担当職員であった者に、業務上知り得た利用者及び家族の秘密を保持させるため、担当職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約に含むものとする。
- 4 事業所は、指定介護予防支援の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合には、適切かつ効率的に介護予防支援等の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮する。
- 5 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は郡山市、一般財団法人太田総合病院及び事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

主たる事務所の所在地変更により一部改定	平成21年	4月	1日から施行する。
休日変更により一部改定	平成23年	4月	1日から施行する。
事業者名称（法人名）変更により一部改定	平成25年	4月	1日から施行する。
サービス名称等の変更により一部改定	平成28年	4月	1日から施行する。
営業日の変更により一部改定	平成29年	6月	1日から施行する。
第4条関係（資格の削除）により一部改定	平成30年	4月	1日から施行する。
省令改正により一部改定	令和3年	4月	1日から施行する。
第4条関係（職種）について一部改定	令和4年	10月	1日から施行する。
第4条関係（職種）について一部改定	令和5年	8月	1日から施行する。